

進路だより

No. 4 令和7年10月30日発行
東京都立田園調布特別支援学校長
川崎 淳子
担当：後藤 貴久

日頃より本校の教育活動に御理解と御協力をいただきまして、ありがとうございます。

2学期も中盤となり、3年生は、いよいよ進路を「決める」時期にさしかかってきました。11月以降、各区で利用調整施設対象の利用申し込みが始まります。御不明な点は、担任・学年進路担当にお問合せください。

3年生 障害者通所施設利用申し込みについて

令和8年度4月からの各区内利用調整対象障害者施設（就労移行支援・就労継続支援B型・生活介護等）の申し込みについてお知らせいたします。各区によって申込時期など違いがありますので、お間違えの無いように各御家庭の対応をよろしくお願ひいたします。

詳細につきましては、各区の進路説明会にて配布された資料を御確認ください。また、利用調整対象外施設の進め方については、担任・学年進路担当に御相談ください。

	世田谷区	大田区	目黒区
区報の掲載	11月1日号に掲載	11月21日号に掲載	なし
受付期間	11月4日(火) ～11月10日(月)	11月21日(金) ～12月19日(金)	12月1日(月) ～12月12日(金)
受付方法	事前に電話で訪問日の予約を取り、各総合支所保健福祉課にて手続きを行う。	事前に電話で訪問日の予約を取り、所管の地域福祉課にて手続きを行う。	対象者に目黒区から直接書類が届くので、記入の上、受付期間内に障害者支援課に提出。
調整結果の通知	令和8年2月中旬	令和8年2月	令和8年1月下旬 ～2月初旬
通知方法	保健福祉課より、御家庭に電話連絡。その後、調整結果の通知を御家庭に郵送。	障害福祉課より利用調整結果の通知を御家庭に郵送。	障害者支援課より区立通所施設利用決定通知を御家庭に郵送。
問い合わせ	世田谷区障害福祉部 障害者地域生活課 利用調整担当 5432-2223	大田区福祉部 障害福祉課 障害者支援担当 5744-1700	目黒区健康福祉部 障害者支援課 知的障害・発達障害相談係 5722-9851

就労選択支援について

障害者総合支援法の改正により、令和7年10月より「就労選択支援」という新しい障害福祉サービスが始まりました。サービス利用についての問い合わせは、各区のケースワーカーまでお願いいたします。

※今後、利用が必要な生徒につきましては、保護者会や個別面談等で情報提供いたします。

「就労選択支援」の目的は、障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援することにあります。例えば、就労継続支援B型事業所を利用している方が、就労に関する知識や能力の向上が見られ、就労移行支援事業所または企業就労等に向けて考えたいとなったとき、「就労選択支援」を使って本人の強みや課題、特徴を本人と協同して整理し、自己理解を促すことや、その過程や結果を通じて、本人が進路を選び、決めていくことを支援します。就労の可否を判断したり、どの就労系福祉サービスを利用するかの振り分けを行ったりするものではありません。

このサービスは高等部特別支援学校の在学者も利用可能です。1年時や2年時にもサービスを受けることはできますが、卒業後に就労支援継続B型事業所の利用を希望する方は、3年時に「就労選択支援」を利用することが必要です。ただし、制度が始まったばかりで事業所も学区内は2か所しかありません。今後の事業所の開設状況によって、就労継続支援B型事業所の利用を希望する方は、「就労選択支援」の利用か、従来の就労移行支援事業所による「就労アセスメント」の併用運用となる可能性があります。

大田区、世田谷区、目黒区内の事業所の開設状況についてですが、以下のとおりです。

大田区…障がい者総合サポートセンター（1か所）

世田谷区…障害者就労支援センターすきっぷ（1か所）

目黒区…事業所なし

「就労選択支援」のサービス利用は、障害福祉サービス受給者証が必要となります。こちらは障害者（18歳以上）のサービスになります。18歳未満の利用については、別途手続きの関係上、サービス申請から受給者証発行まで1～2か月程度かかります。

就労選択支援利用の流れ(厚生労働省 就労選択支援実施マニュアルより引用)

